

第九管区海上保安本部公示第23号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年3月18日

第九管区海上保安本部長

廣川 隆



新潟市西区五十嵐1の町地先の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 新潟市

住 所 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 新潟市西区五十嵐1の町地先（付図に示すとおり）

期 間 令和2年3月16日から令和2年5月27日までのうち1日間

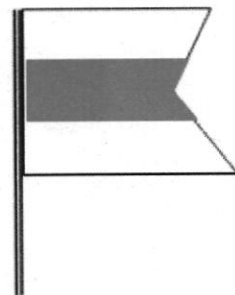
3 水路測量の実施方法

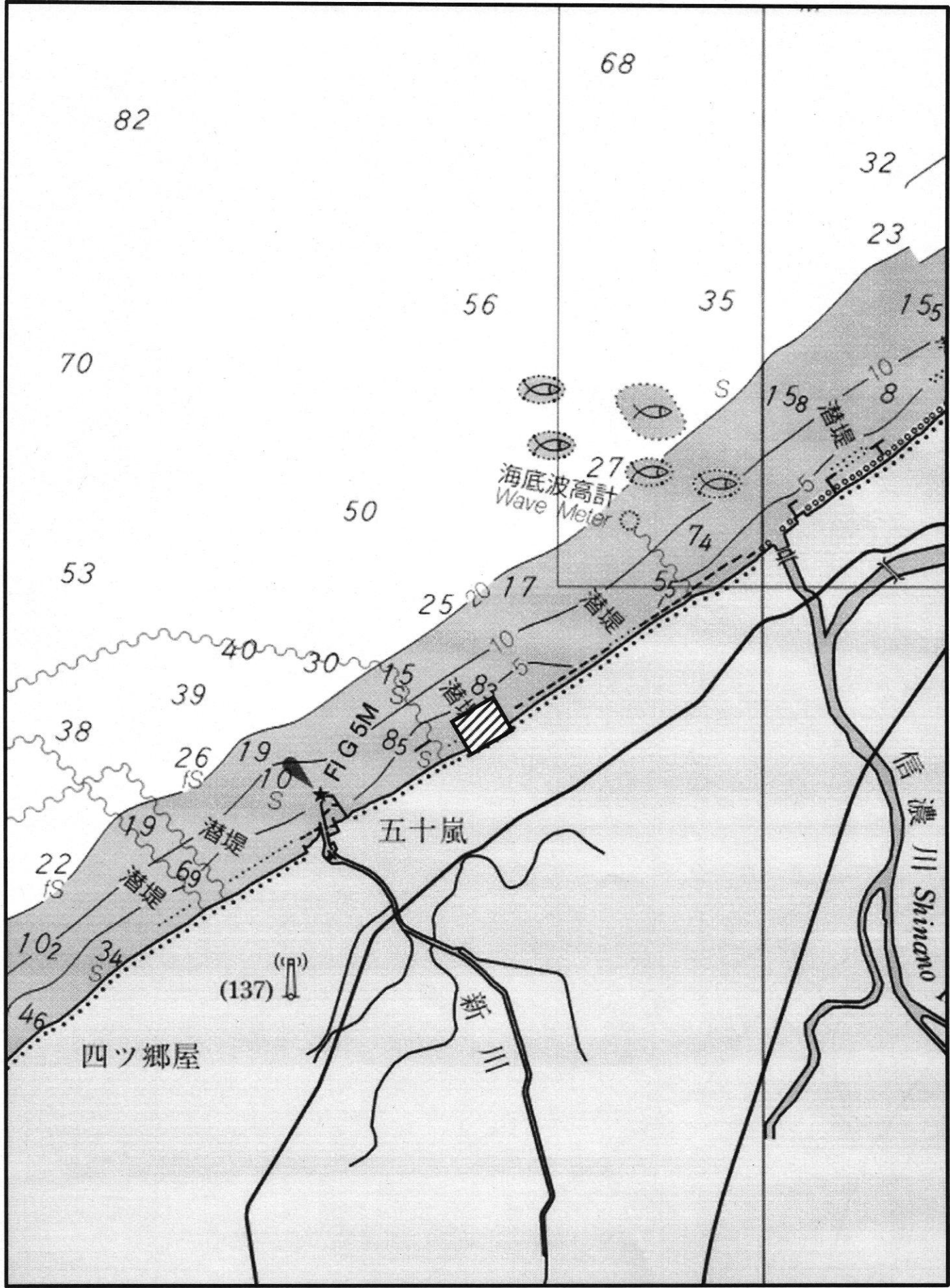
G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域